

## 通所介護・総合事業通所型サービス

### 重要事項説明書

#### 1 法人及び事業所の概要

事業者	社会福祉法人湘南富士見会 代表者:理事長 久保田 守		
事業所	桜ヶ丘ケアセンター 平塚市桜ヶ丘 9番41号 電話:0463-30-1212		
提供サービス	通所介護・総合事業通所型サービス		管理者:松本 良一
併設サービス	居宅介護支援事業		管理者:石井 誠
介護保険事業所番号	1472000254 号	サービス提供地域	平塚市、大磯町

#### 2 事業所の職員体制等

通所介護・総合事業通所型サービス				
サービス提供責任者	施設長兼管理者	常勤 1 名		
サービス担当職員	生活相談員・兼介護職	常勤 2 名		
	介護職	常勤 2 名	非常勤 13 名	
	看護師	非常勤 3 名		
居宅介護支援事業				
管理者	主任介護支援専門員	常勤 1 名		
サービス担当職員	介護支援専門員	常勤 2 名	非常勤 1 名	

#### 3 営業時間等

サービス種類	営業時間	営業日
通所介護 総合事業通所型サービス 定員 25名 サービス提供時間 9:20～16:30	9:00～17:00	月・火・水・木・金・土
居宅介護支援事業	9:00～17:00	月・火・水・木・金

※ 日曜日、年末年始(12/29～1/3)は休業日です。

#### 4 サービス内容

「通所介護サービス」「総合事業通所型サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び排泄等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### 5 サービス利用料及び利用者負担

ア 交通費は、通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積りいたします。)

イ 自己負担金は、次の方針によりお支払いいただきますようお願いします。  
自動口座引落(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)

ウ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。  
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割又は8割)を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。

#### 通所介護

令和6年12月1日 現在

サービス内容	単位	基本利用料	利用者負担額			算定単位
			1割負担	2割負担	3割負担	
通所介護 I 51	658	6, 876円	688円	1, 376円	2, 063円	1回につき
通所介護 I 52	777	8, 119円	812円	1, 624円	2, 436円	1回につき
通所介護 I 53	900	9, 405円	941円	1, 881円	2, 822円	1回につき
通所介護 I 54	1,023	10, 690円	1, 069円	2, 138円	3, 207円	1回につき
通所介護 I 55	1,148	11, 996円	1, 200円	2, 400円	3, 599円	1回につき
入浴介助加算 I	40	418円	42円	84円	126円	1回につき
中重度ケア体制加算	45	470円	47円	94円	141円	1回につき
口腔機能向上加算	150	1, 567円	157円	314円	471円	1回につき
サービス提供体制強化加算 III	6	62円	7円	13円	19円	1回につき
送迎減算	▲47	▲491円	▲50円	▲99円	▲148円	片道につき
介護職員処遇改善加算 II	利用者負担額～介護報酬総単位数×サービス加算(9%)×地域加算の1割、2割又は3割					1月につき

※地域加算～平塚市(10.45)

総合事業通所型サービス（介護保険証の住所が平塚市の方）

令和6年12月1日 現在

サービス内容	単位	基本利用料	利用者負担額			算定単位
			1割負担	2割負担	3割負担	
通所型サービス1(5回以上)	1,798	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円	1月につき
通所型サービス1(4回まで)	436	4,556円	456円	912円	1,367円	1回につき
通所型サービス2(9回以上)	3,621	37,839円	3,784円	7,568円	11,352円	1月につき
通所型サービス2(8回まで)	447	4,671円	468円	935円	1,402円	1回につき
口腔機能向上加算	150	1,567円	157円	314円	471円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ1	24	250円	25円	50円	75円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ2	48	501円	51円	101円	151円	1月につき
送迎減算	▲47	▲491円	▲50円	▲99円	▲148円	片道につき
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用者負担額～介護報酬総単位数×サービス加算(9%)×地域加算の1割、2割又は3割					1月につき

※地域加算～平塚市(10.45)

総合事業通所型サービス（介護保険証の住所が大磯町の方）

令和6年12月1日 現在

サービス内容	単位	基本利用料	利用者負担額			算定単位
			1割負担	2割負担	3割負担	
通所型サービス1(5回以上)	1,798	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円	1月につき
通所型サービス1(4回まで)	436	4,477円	448円	896円	1,344円	1回につき
通所型サービス2(9回以上)	3,621	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円	1月につき
通所型サービス2(8回まで)	447	4,590円	459円	918円	1,377円	1回につき
口腔機能向上加算	150	1,540円	154円	308円	462円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ1	24	246円	25円	50円	74円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ2	48	492円	50円	99円	148円	1月につき
送迎減算	▲47	▲482円	▲49円	▲97円	▲145円	片道につき
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用者負担額～介護報酬総単位数×サービス加算(9%)×地域加算の1割、2割又は3割					1月につき

※地域加算～大磯町(10.27)

食 費(1食あたり)	普通食(きざみ食・ペースト食等)、おやつ	850円(実費)
------------	----------------------	----------

※治療食等の特別食は別料金になりますので、ご相談の上で対応させていただきます。

6 キャンセル

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。  
ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

また、通所型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号:0463-30-1212 FAX番号:0463-30-1235 担当者 松本 良一 ( 対応時間 随時 )
-------------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険苦情・相談窓口	市 町 村	平塚市(介護保険課)	大磯町(福祉課)
	電話番号	0463-21-8790	0463-61-4100
	FAX番号	0463-21-9602	0463-61-6002
	対応時間	8:30～17:00	8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 電話番号 利用時間	横浜市西区楠町27-1 045-329-3447 8:30～17:15(土、日曜日・祝祭日・年末年始を除く)	

8 緊急(急変)時における対応

(1) 看護職員または介護職員は利用者から離れることなく処置に全力を尽くす。  
(送迎中など施設以外である場合は、施設長に連絡し概要を説明し指示を仰ぐ。)

(2) 看護職員は介護職員に処置補助を指示する。

(3) 看護職はその場に応じて、連絡等を介護職に指示する。

介護職は、

①ご家族に連絡する(簡単な状況説明とお迎えの依頼)。

②場合によっては、救急車の派遣要請「119」もあり得る。

その場合は、

当事業所の名称→住所→電話番号→状況を知らせる。

(桜ヶ丘ケアセンター→桜ヶ丘9-41→30-1212→状況)

同時に、救急車の誘導をする。

(4) 看護職員または介護職は、施設長に連絡し、概要を説明する。

施設長は平塚市介護保険課(電話:046-231-1111, 21-8790)へ報告する。

(5) 施設長は報告内容を確認し、記録・保管する。

## 9 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。

(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備する。

(3) 定期的に防火設備等の点検及び避難・防災訓練を行う。

## 10 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講じます。

(1) 感染症対策・業務継続に関する指針の整備

(2) 業務継続に向けた計画の策定及び見直し

(3) 感染症対策・業務継続に関する研修及び訓練の実施

## 11 虐待防止に関する事項

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

① 虐待防止の為の指針の整備

② 虐待防止のための従業者に対する研修の実施

③ その他虐待防止のために必要な対策を検討して従業者へ周知

(2) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

令和 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

所在地	神奈川県平塚市桜ヶ丘9番41号
事業者名	社会福祉法人湘南富士見会
	桜ヶ丘ケアセンター
説明者	印

重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者	住 所
	印
氏 名	

代理人又は立会人(本人との続柄: )	
住 所	
氏 名	印